

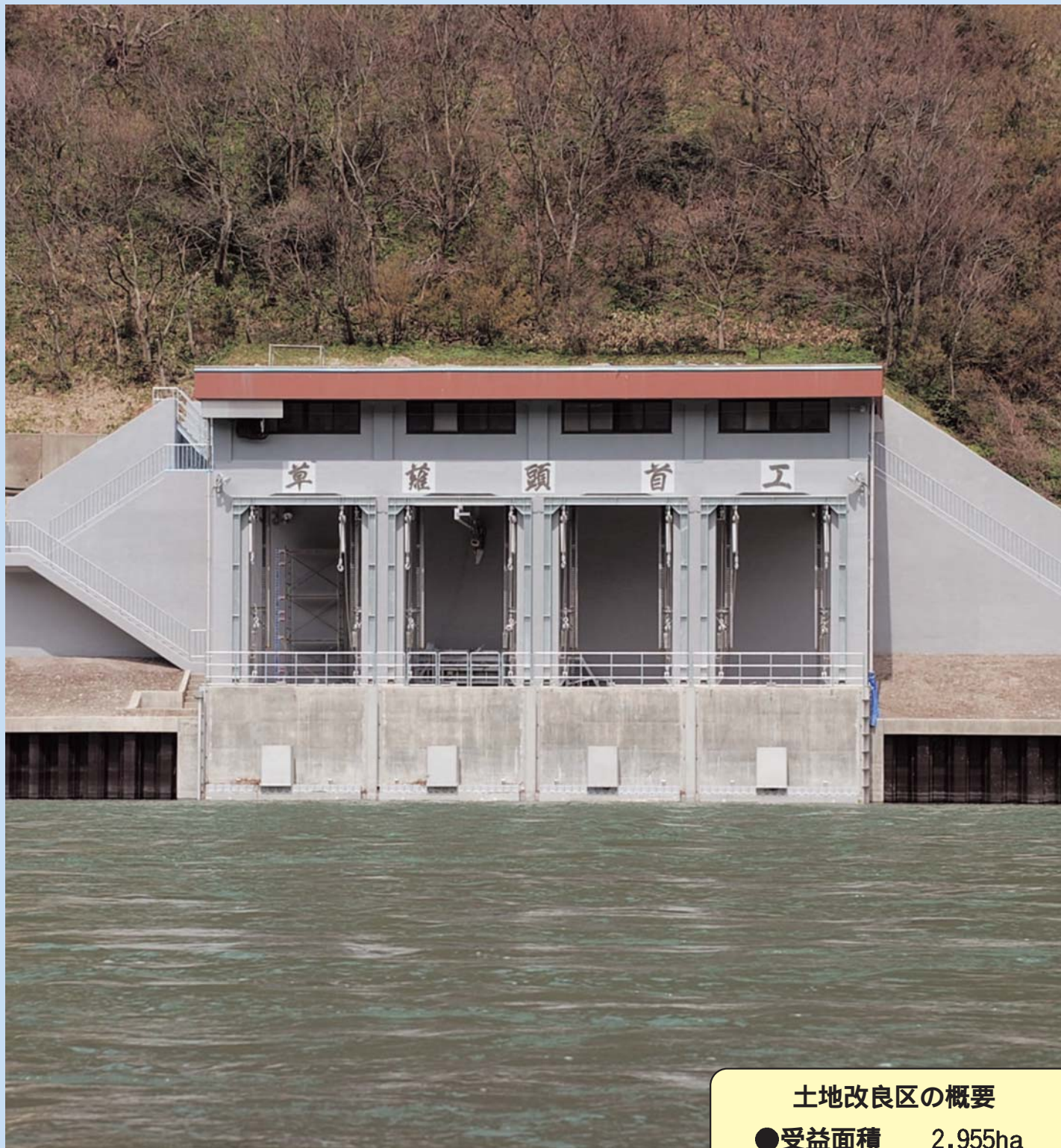
発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地
大町溝土地改良区 理事長 齋藤 隆

TEL 0234 - 52 - 2350 (代)

FAX 0234 - 52 - 3515

URL <http://o-machikou.info>



国営最上川下流沿岸農業水利事業で改修された 草薙頭首工

土地改良区の概要

- 受益面積 2,955ha
- 組合員数 1,688人

就任にあたって



大町溝土地改良区
理事長 齋藤 隆

組合員の皆さまには、日頃から当土地改良区の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年は、役員、総代、支溝代表者の改選期に当たり今年より四年間の任期となります。

また、このたびの役員改選により、不肖私が理事長に選任されました。歴史と伝統のある大町溝土地改良区の運営につきましても、職責の重大さを痛感しておるところであります。もとより浅学非才の身であります。役員一丸となつて努力する所存でありますので、組合員皆さまのご協力を切にお願いいたします。

さて、農業農村を取り巻く諸情勢は、国内外とも多くの問題を抱え、厳しい状況下にあります。特に米価格の低迷により、ほ場整備事業償還金が農家経営を圧迫している現状は、誰もが認識しているとところで、次世代へ安心して引き継げるよう、国、県等へ更なる負担軽減措置の運動を続けてまいりたいと考えております。

農村地域の大切な資源（農地・農業用水路・ため池など）は、食料生産のほかにも様々な機能を有し、多

くの恩恵をもたらしてきました。近年、農村地域では、過疎化、高齢化、混住化更には、農地の集積に伴う農業者の減少により、集落の共同活動が困難になってきております。

環境型社会への対応施策として平成十九年度より導入されます「農地・水・環境保全向上対策」は、農業者が中心となつてきた共同活動へ、更に多くの地域住民の方々のご理解をいただきながら、多面的機能の発揮基盤となる「社会共通資本」としての資源保全活動の展開が望まれます。

農地・水・環境保全向上対策の対象外となります土地改良施設についても、土地改良事業の公益性を強調し、環境整備等の公共性の高い維持管理経費に対する公的負担に向け、今後さらに関係市町村と協議を重ね、国、県等に強く公的助成措置を要望してまいりたいと思っております。

さまざまな問題を抱え、課題は山積しておりますが、役員とともに本土地改良区の運営と積極的な事業の推進にあたる所存でありますので、組合員の皆さまの変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。就任のあいさつといたします。

 <p>理事 佐藤 清人 (郡山第1選挙区 総務委員会委員長)</p>	 <p>会計係理事 伊藤 幹雄 (砂越第1選挙区)</p>	 <p>副理事長 鈴木 敏夫 (小牧第2選挙区)</p>	 <p>理事長 齋藤 隆 (四ツ興野第2選挙区)</p>
 <p>理事 佐藤 孝喜 (中牧田第3選挙区 総務委員会副委員長)</p>	 <p>理事 前田 茂 (生石第1選挙区 調査委員会副委員長)</p>	 <p>理事 平向 徳正 (白ヶ沢第3選挙区 調査委員会委員長)</p>	 <p>理事 佐藤 良 (大野新田第2選挙区 用排水調整委員会委員長)</p>
 <p>監事 木村 隆 (亀ヶ崎第2選挙区)</p>	 <p>監事 寒河江 繁 (小見第3選挙区)</p>	 <p>総括監事 齋藤 久太郎 (山谷第1選挙区)</p>	 <p>理事 須田 正弘 (山寺第3選挙区 用排水調整委員会副委員長)</p>

新総代42名が無投票により決定

平成19年2月3日で任期満了となる大町溝土地改良区総代の選挙が、去る1月22日(月)告示、同月29日(月)投票の日程で行われ、各選挙区とも定数どおりの立候補者数となり無投票で当選いたしました。同



月31日(水)に大町溝土地改良区会議室において当選証書附与式がおこなわれ、酒田市選挙管理委員会前田弘委員長から当選告知書並びに当選証書が附与されました。新総代の名簿は、新支溝代表者と合わせ別紙綴じ込みとなっております。新総代の任期は、平成19年2月4日から平成23年2月3日までの4年間となります。



平成18年度第2回臨時総代会の開催について



議長 小野寺健夫 総代

去る、平成19年2月19日(月)新総代による平成18年度第2回臨時総代会が開催され、全4議案が全員賛成で可決されました。



新支溝代表者の選任について

平成19年2月28日で任期満了となる支溝代表者が各関係集落からの推薦を受け、新たに14支溝35名の支溝代表者が選任されました。去る3月22日(木)に

支溝代表者会議が開催され、平成19年度計画が決定されました。新支溝代表者の任期は、平成19年3月1日から平成23年2月28日までの4年間となります。新支溝代表者の名簿は、新総代と合わせ別紙綴じ込みとなっております。

永年勤続表彰

任期満了に伴い今期で勇退されました、役員及び総代、支溝代表者の方々に通算12年以上勤められた方々10名に対し、去る3月15日開催の通常総代会において記念品を添え永年勤続表彰することが、満場

一致で可決されました。なお、表彰状並びに記念品の贈呈は、来る5月29日に執り行われる大町溝土地改良区記念祭の席上にて行われます。受賞される方々は、次のとおりです。

番号	職名	氏名	住所	永年勤続期間
1	副理事長	岩崎 直	酒田市大川渡字五反割4番地	20年
2	監事	松田 操	酒田市亀ヶ崎四丁目3番2号	17年
3	総代	石川 敏行	酒田市中野目56番地	16年
4	総代	須田 仁太	酒田市山楯92番地	12年
5	総代	鈴木 久	酒田市飛鳥391番地	12年
6	総代	石黒 耕一	酒田市飛鳥46番地	12年
7	総代	佐藤 茂樹	酒田市大宮町三丁目24番13号	12年
8	総代	平向 純一	酒田市地見興屋字前割73番地	12年
9	総代	三浦 徳也	酒田市茗ヶ沢字沢尻47番地	12年
10	支溝代表者	田村 修身	酒田市檜橋字新山28番地	35年11ヶ月

平成18年度通常総代会

去る平成19年3月15日、当土地改良区事務所会議室において、総代42名の内39名の出席の上、高橋均総代の議長により、平成18年度補正予算並びに、平成19年度予算等の全25議案を全員賛成で可決されました。
総代会における質疑応答は、次のとおりです。(抜粋)



議長 高橋 均 総代

30番 阿曾兼太

水路等の破損の補修について

総務課長

当土地改良区が維持管理できる施設は、維持管理計画書に定められている施設になります。それ以外の施設につきましては、地元より管理していただくこととなります。補修等が必要になれば、助成工事として土地改良区に申請していただき、地元と折半で実施することになります。

2番 上林正志

支溝代表者の今後のあり方について

齋藤隆理事長

6年前に定数削減の改革を実施しております。近年、さみだれ大堰が完成し、取水量が安定してきておりますので、分水門看守人の調整機能強化等現場の充実を図り支溝代表者に負担を掛けないよう進めていきたい。

近年、研修会等を開催すると出席率が半分以上となるが、それだけ地域の関心や支溝代表者との受け止め方が違ってきていると見ております。支溝代表者は地域の推薦ですので、地域と協議し進めていきたいと思えます。

5番 平向徳正

安定した用水の配分ができ、支溝代表者が、あまり心配する必要がないということであれば、再度見直しを検討してはどうか。

総代も水の配分調整等については無関心ではいられません。地域においても支溝代表者と連携を取りながら進めているので、その点も踏まえ検討していただければと思います。

齋藤隆理事長

支溝代表者という組織は当土地改良区特有なもので、他の多くの

土地改良区では、総代の方が中心に担当しているようです。当土地改良区は、昔から用水に大変苦労してきたため、その流れで現在に至っております。地域との連絡は、支溝代表者を中心に進めなければならぬと思えますので、今後皆さんと協議しながら進めていきたいと思えます。

22番 吉川幸吉

期限内完納褒賞金を廃止し、それを還元するかたちで賦課金の単価を下げてはどうか。今年度の褒賞金の総額と今後について

総務課長

総額で九十五万四千円です。

齋藤隆理事長

完納団体の褒賞金制度につきましても当土地改良区特有のものと考えております。この経費を賦課金に反映させてはとのことですが、賦課金収納の関係から見ると、地域での集落活動との関係のどちらを選択するのと言つことになると思えます。この褒賞金を基に様々な活動も行っていることと、継続の要望が多く寄せられております。褒賞金が出る、出ないで地域内で様々な問題となることもありますが、現状としては、地域で褒賞金を予算化して活動している集落も多数あり、廃止する

ことでどのような影響が現れるのか不安があります。当土地改良区としましては、良い意味で、継続する事により地域活動に生かしていただければと考えておりますので、廃止ということは、考えておりません。今後、そのような問題がありましたら、理事会で協議していきたいと思えます。

21番 前田茂

農地水環境保全向上対策の具体的な活動の内容等について

齋藤隆理事長

この事業につきましては、酒田市、酒田市管内の各農協とも話し合いを行っており、営農活動部分については、農協活動として取り組んでいただくことで、了解をいただいております。土地改良区としては、各地域の共同活動が軌道に乗るまでお手伝いをする考えです。その後も事務的な手伝いが必要となれば、山形県土地改良事業団体連合会より入っていただくことはできますが、地域活動ですので地元が中心になって進めていただければと考えております。

管理係長

大町溝土地改良区管内の状況は、旧酒田市管内は、庄内みどり農協各支店単位に、3地区、旧平田町管内は、公民館単位に5地区、旧



松山町管内は、学区単位に3地区の併せて11活動組織が予定されておりあります。

東平田地区につきましても、酒田市との話し合いを進めておりますが、東平田地区の面積が、大町溝土地改良区が3割、日向川土地改良区が7割という状況で、当土地改良区としては資料が少ないため、前面に立って進めることは難しい状況です。

齋藤隆理 理事長

地区設定においては、大町溝土地改良区、日向川土地改良区ということはありません。

この事業では、酒田市全体で2億円程の助成金が地元へ交付されます。これらの事業を農協と一緒に進めていけば、農協活動としても大変有効な活動へ繋がると考えられますので農協へ提案し、今後も農協と一緒に進めたいと考えております。

37番 後藤正夫

徴収率が一般会計より県営関係が下回っている理由と、全体の未納金の件数と金額について

総務課長

徴収率が違うのは、県営関係は、毎年12月15日が定時償還日になっておりますので、その時点における収入調停に対する収入率で算定

しております。

会計課長

未納額につきましては、昨日現在の全体で一千一百六十九万四千七百九十六円となっております。件数は、一般会計、特別会計を併せまして、百五十四件で、人数は三十四名となっております。

37番 後藤正夫

未納金の回収体制に対する現在の状況と今後の対策について

会計課長

未納状況につきましては、毎回理事会には報告しております。毎年賦課徴収期限後60日以内に納入されなかった場合は、督促状を発送し、過年度賦課金がある場合は、催告状を発送しております。それでも納入されない場合は、理事会に諮って滞納処分の手続きを行います。財産を調査の上、差押えを行います。それでも納入されない場合は、未納対策委員会の中で、様々な処理、処分を検討していただいております。任意売買、さらには一歩進んだ強制的な方法等です。

未納者の中には過年度賦課金も多くある方がおりますので、一括で納入できない方は、分割納入していただいております。対応については、役職員が個別

訪問したりしております。今後もし引き続きそのような方法をとっていく形になると思われれます。

2番 上林正志

最上川下流右岸土地改良区連合の議員数と現状について

総務課長

最上川下流右岸土地改良区連合議員は、双方の土地改良区の理事、監事12名ずつの24名です。最上川下流右岸土地改良区連合役員は、理事が3名ずつの6名、監事が1名ずつの2名の、8名体制です。

齋藤隆理 理事長

最上川下流右岸土地改良区連合は、大町溝土地改良区と日向川土地改良区で当初国営事業の受益地とした地域を中心に組織を設立し運営してきております。近年、国営下流事業、国営下流沿岸事業を実施してきております。

国営下流事業完了後に連合を解散し、合併しようということですが、平成9年から合併協議に入りましたが、お互いに双方の維持管理方法や事業の実施方法に相違があるため、お互いの意思をまとめることができない状況で、平成11年度後半に合併協議は中断した形になっております。

その後、平成13年度から最上川下流沿岸事業が実施されることに

なりましたが、農業事情も大変厳しい状況となってきたり、双方の理事長が協議し、組織が3つあるということは事務的にも維持管理上でも経費がかかるので、最上川下流右岸土地改良区連合の組織を改革するのが、一番早い負担軽減の方法との結論となりました。

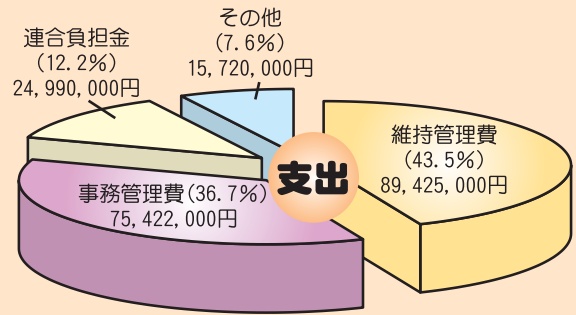
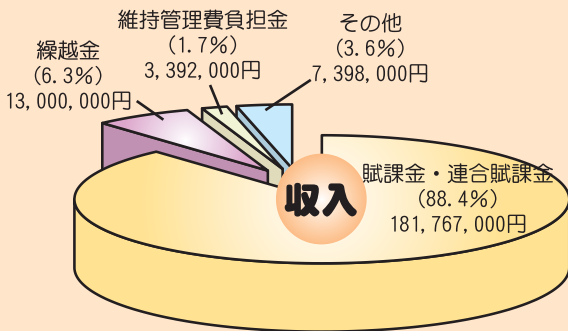
最上川下流右岸土地改良区連合の維持管理方法で、意見の相違があり県の指導を仰ぎながら進め、最上川下流右岸土地改良区連合の業務を大町溝土地改良区へ委託する方向で協議が進められております。

負担軽減となれば、人件費の削減になる訳ですが、近年、職員の定年退職に伴う人員の補充は行わず、両土地改良区で職員を派遣し、事務経費を抑えております。結果昨年より連合負担金が抑えられております。また、現在、国営最上川下流沿岸事業が進行しており、その中で、集中管理室の建設を予定しておりますが、当土地改良区の敷地内に建設することで設計が進められております。

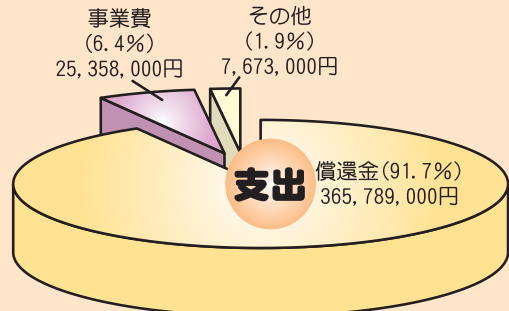
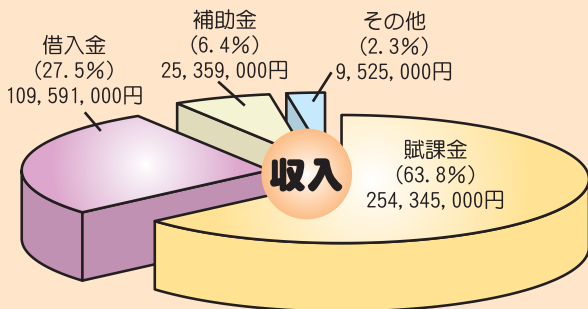
今後、当土地改良区の業務量は増える訳ですが、将来的には、国営造成施設の管理をする事に結びつけていきたいと考えております。具体的な内容につきましては、平成19年度からの最上川下流右岸土地改良区連合理事会等で詰めていくこととなります。

☆平成19年度予算 全体総額 1,074,224,000円

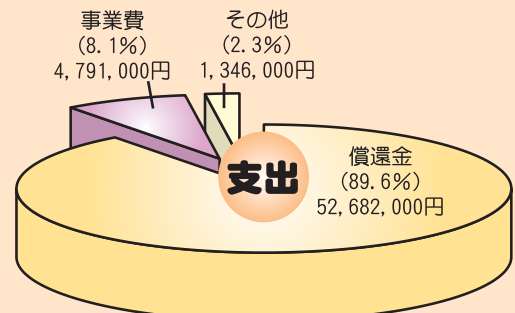
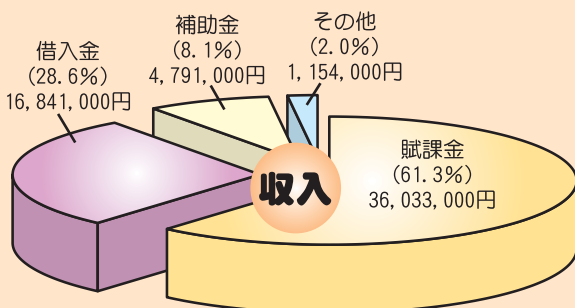
☆一般会計 総額 205,557,000円



☆県営土地改良事業特別会計予算 総額 398,820,000円



☆団体営土地改良事業特別会計予算 総額 58,819,000円



その他の特別会計予算

		単位 (千円)	
特別会計名	予算額	特別会計名	予算額
担い手育成支援事業	30,232	土地改良事業積立金	161,970
役員退任慰労金	1,584	顕彰金	2,819
水源涵養林	21,999	自動車償却及び購入基金積立金	3,399
事務所等維持管理	1,698	職員退職給与金	57,157
決済金	130,170	合計	411,028

平成19年度賦課金

1. 一般会計賦課金

区 分	賦 課 金	1 期	2 期
		納入期限 平成19年4月25日(水)	納入期限 平成19年10月30日(火)
	円/10a	円/10a	円/10a
経 常 賦 課 金	5,280	3,180	2,100
最上川連合賦課金	950	640	310
合 計	6,230	3,820	2,410

2. 償還金関係賦課金 納入期限 平成19年10月30日(火)

区 別	地区名	面 積	金 額	徴収率	賦課基準
団 体 営	寺 田 第 二	13.4ha	585円	100%	田 10a 当り
	南 田 沢 第 二	18.5ha	540円	100%	田 10a 当り
	相 沢 川	16.4ha	10,000円	100%	土地10a 当り
	上 郷 溝	135.6ha	10,975円	98%	土地10a 当り
	石 名 坂	36.0ha	13,600円	79%	土地10a 当り
	山 寺	71.4ha	15,290円	97%	土地10a 当り
	飛 鳥	48.0ha	10,630円	99%	田 10a 当り
県 営	排 特 飛 鳥	48.0ha	2,060円	99%	田 10a 当り
	内 郷	372.1ha	12,625円	98%	土地10a 当り
	山 元	229.5ha	14,510円	97%	土地10a 当り
	中 平 田 東	297.8ha	10,000円	98%	土地10a 当り
	南 平 田	178.2ha	12,305円	98%	土地10a 当り
	西 平 田	383.5ha	13,410円	99%	田 10a 当り
		4.0ha	8,050円	99%	畑 10a 当り
	中 平 田 南	157.0ha	12,710円	99%	田 10a 当り
		2.4ha	7,630円	99%	畑 10a 当り
	大 正 溝	123.3ha	14,540円	98%	土地10a 当り
	砂 越	163.9ha	13,320円	97%	田 10a 当り
		2.3ha	7,990円	97%	畑 10a 当り
中 平 田 西	113.4ha	10,270円	98%	土地10a 当り	
飛 鳥 砂 越	38.3ha	7,565円	98%	土地10a 当り	

☆農地を転用 する場合

1、一般転用の場合

◎所轄農業委員会への転用申請前に、大町溝へ登記簿謄本の写し、位置図、公図謄写図、転用組合員及び転用関係者の印鑑を持参していただき、大町溝に対し「農地転用等の通知」と「意見書の交付申請書」を提出し、大町溝と転用組合員及び転用関係者との間で地区除外に関する協定を結び、決済金納入後に意見書が交付され地区除外手続きが完了します。その後、所轄農業委員会へ意見書を添付して転用の申請を行うこととなります。

2、公共事業による買収の場合

◎一般転用と違い「農地転用等の通知」及び「意見書の交付申請書」の提出の必要はありません。ただし、地区除外に関する協定を結ぶ必要があるために組合員の印鑑が必要となります。

大町溝へ決済金を納入し地区除外手続きが完了します。公共事業で関係者が多い場合、再度ご参集いただくことが困難なため、用地買収契約の際に手続きをしていただくようお願いいたします。

公共事業による農地の買収の場合、大町溝に連絡のないままに行われることが多く見受けられ、そのままにしておきますと翌年度以降も賦課金を課せられて組合員の方が非常に不利益なことになりますので、公共事業が実施される場合は、事業主体(買主)に大町溝への連絡の有無を確認されるか、大町溝財務係までご一報下さい。

平成19年度決済金について

土地改良区区域内の田を田以外の地目に転用し地区除外する場合決済金が必要となります。これは、残った農地に過重な負担を掛けないようにするためのものです。また、同様には場整備事業実施地区の内、転用が可能な地区の田の決済金(償還金残)は一般決済金の他に納入していただくこととなります。

なお、ほ場整備事業実施地区の内、畑の場合も決済金(償還金残)の納入が必要となる地区がありますので必ずご相談下さるようお願いいたします。

○一般決済金

区 分	平成19年度(円/10a)
維持管理関係	81,167
国営事業関係	17,943
合 計	99,110

○ほ場整備事業地区決済金

区 分	地区名	平成19年度(円/10a)
団体営	相 沢 川 地 区	12,074
	上 郷 溝 地 区	51,180
	石 名 坂 地 区	49,473
	飛 鳥 地 区	153,876
	山 寺 地 区	193,937
県 営	内 郷 地 区	110,926
	山 元 地 区	82,551
	中平田東地区	47,220
	南平田地区	75,613
	西平田地区	154,744
	西平田地区畑	92,847
	中平田南地区	208,379
	中平田南地区畑	125,028
	大正溝地区	178,702
	砂越地区	152,219
	砂越地区畑	91,332
	中平田西地区	107,680
	飛鳥砂越地区	45,491

畑の決済金は、地区によって田と同額の場合と差がある場合があります。

各ほ場整備事業地区の償還金年次計画の状況についてお知らせ

次の事項にご注意の上、
ご覧下さい。

用(田から他の地目に転用)が発生した場合は、償還金に変更が生じます。

◎担い手育成支援事業対象

山寺・飛鳥・内郷・西平田・中平田南の各地区がこの事業の対象となります。記載した数値は平成18年度のものを使用しています。

の積立金から繰り入れを行い実質単価を引き上げていますので、実際の償還金とは異なります。

◎共通事項

☆地区面積は、平成19年4月1日現在のものです。平成19年度以降、転

☆平準化資金は、平成18年度変更計画書の数値を使っています。平成18年度の転用による変更は反映されて

◎相沢川地区

この地区の償還金は、毎年、地元

☆記載した償還金は、償還総額と地区面積で単純に算出したもので、実際の賦課金は、徴収率、電算経費等が勘案されたものになります。

上郷溝地区 135.6ha (単位：円/10a)			
年度	従来の償還金	平準化資金	総計
H			
20	0	9,860	9,860
21	0	8,997	8,997
22	0	8,060	8,060
23	0	7,035	7,035
24	0	5,914	5,914
25	0	4,720	4,720
26	0	3,459	3,459
27	0	2,146	2,146
計	0	50,191	50,191

相沢川地区 16.4ha (単位：円/10a)			
年度	従来の償還金	平準化資金	総計
H			
20	0	4,207	4,207
21	0	4,207	4,207
22	0	2,683	2,683
23	0	976	976
計	0	12,073	12,073

山元地区229.5ha (単位：円/10a)			
年度	従来の償還金	平準化資金	総計
H			
20	8,599	5,503	14,102
21	0	9,399	9,399
22	0	8,659	8,659
23	0	7,849	7,849
24	0	6,979	6,979
25	0	6,017	6,017
26	0	4,959	4,959
27	0	3,792	3,792
28	0	2,660	2,660
29	0	1,541	1,541
30	0	409	409
計	8,599	57,767	66,366

石名坂地区 36.0ha (単位：円/10a)			
年度	従来の償還金	平準化資金	総計
H			
20	0	9,667	9,667
21	0	8,806	8,806
22	0	7,861	7,861
23	0	6,833	6,833
24	0	5,722	5,722
25	0	4,528	4,528
26	0	3,278	3,278
27	0	1,972	1,972
計	0	48,667	48,667

飛鳥砂越地区38.3ha (単位：円/10a)	
年度	償還金
H	
20	7,083
21	7,083
22	7,083
23	6,811
24	6,811
25	6,811
計	41,682

中平田東地区297.8ha (単位：円/10a)			
年度	従来の償還金	平準化資金	総計
H			
20	0	8,399	8,399
21	0	7,786	7,786
22	0	7,106	7,106
23	0	6,355	6,355
24	0	5,531	5,531
25	0	4,626	4,626
26	0	3,628	3,628
27	0	2,533	2,533
28	0	1,327	1,327
計	0	47,291	47,291

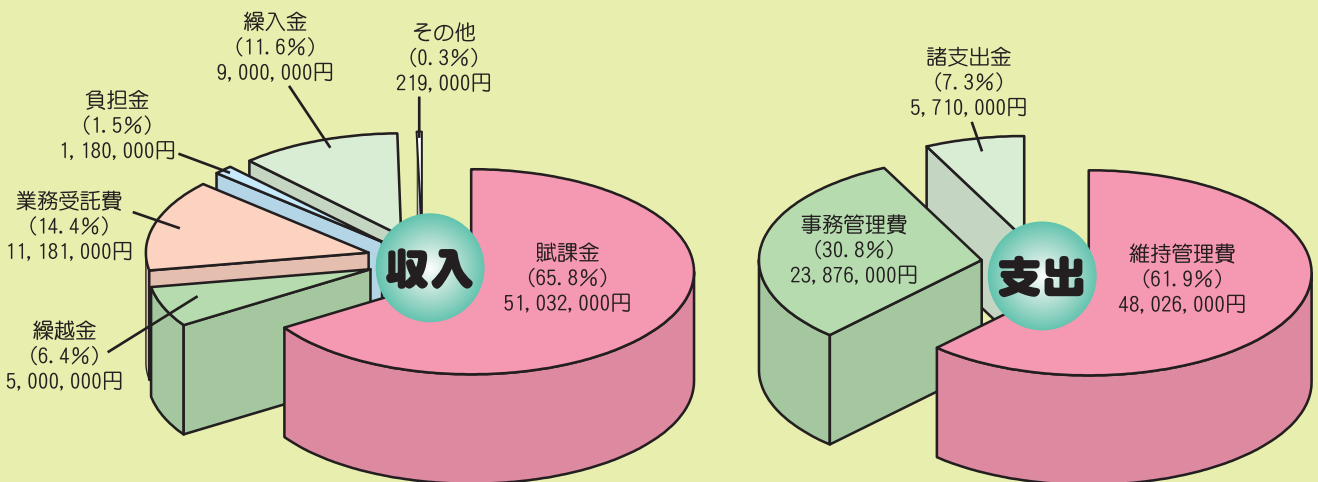
南平田地区178.2ha (単位：円/10a)				内郷地区 372.1ha (単位：円/10a)				山寺地区71.4ha (単位：円/10a)				飛鳥地区48.0ha (単位：円/10a)					
年度	従来の償還金	平準化資金	総計	年度	従来の償還金	平準化資金	総計	年度	従来の償還金	担い手育成資金	平準化資金	総計	年度	従来の償還金	担い手育成資金	平準化資金	総計
H				H				H					H				
20	5,997	6,151	12,148	20	13,531	-650	12,881	20	22,772	-3,913	-4,314	14,545	20	19,761	-2,628	-4,646	12,487
21	5,077	7,071	12,148	21	13,236	-355	12,881	21	22,772	-3,305	-4,930	14,537	21	19,761	-1,932	-5,333	12,496
22	3,415	7,268	10,683	22	10,040	2,841	12,881	22	22,772	-2,670	-5,560	14,542	22	17,364	-1,199	-3,667	12,498
23	0	7,268	7,268	23	6,703	6,178	12,881	23	22,772	-2,006	-6,218	14,548	23	10,851	0	1,625	12,476
24	0	7,402	7,402	24	3,362	8,162	11,524	24	19,934	-1,313	-4,076	14,545	24	3,475	0	9,000	12,475
25	0	6,168	6,168	25	0	7,471	7,471	25	11,179	0	3,361	14,540	25	585	0	11,896	12,481
26	0	4,838	4,838	26	0	6,657	6,657	26	6,812	0	7,717	14,529	26	0	0	12,479	12,479
27	0	3,351	3,351	27	0	5,711	5,711	27	2,234	0	12,297	14,531	27	0	0	11,479	11,479
28	0	2,088	2,088	28	0	4,620	4,620	28	594	0	12,339	12,933	28	0	0	10,063	10,063
29	0	1,364	1,364	29	0	3,529	3,529	29	0	0	11,092	11,092	29	0	0	8,625	8,625
30	0	887	887	30	0	2,558	2,558	30	0	0	9,776	9,776	30	0	0	7,083	7,083
31	0	517	517	31	0	1,672	1,672	31	0	0	8,375	8,375	31	0	0	5,417	5,417
32	0	270	270	32	0	801	801	32	0	0	6,863	6,863	32	0	0	3,604	3,604
33	0	96	96					33	0	0	5,224	5,224	33	0	0	1,917	1,917
								34	0	0	3,431	3,431	34	0	0	688	688
								35	0	0	1,737	1,737	35	0	0	188	188
								36	0	0	714	714					
								37	0	0	112	112					
計	14,489	54,739	69,228	計	46,872	49,195	96,067	計	131,841	-13,207	57,940	176,574	計	71,797	-5,759	70,418	136,456

砂越地区163.9ha (単位：円/10a)			中平田西地区113.4ha (単位：円/10a)		大正溝地区123.3ha (単位：円/10a)			中平田南地区157.0ha (単位：円/10a)				西平田地区383.5ha (単位：円/10a)						
年度	償還金		年度	償還金	年度	従来の償還金	平準化資金	総計	年度	従来の償還金	担い手育成資金	平準化資金	総計	年度	従来の償還金	担い手育成資金	平準化資金	総計
H			H		H				H					H				
20	12,561		20	9,945	20	15,054	-951	14,103	20	17,859	-5,035	-653	12,171	20	19,142	-2,827	-3,273	13,042
21	12,561		21	9,945	21	15,054	-951	14,103	21	17,859	-4,729	-958	12,172	21	19,142	-2,339	-3,702	13,101
22	12,561		22	9,945	22	15,054	-951	14,103	22	17,859	-4,410	-1,275	12,174	22	19,142	-1,954	-4,146	13,042
23	12,561		23	9,945	23	15,054	-951	14,103	23	17,859	-4,080	-1,611	12,168	23	19,142	-1,492	-4,608	13,042
24	12,561		24	8,849	24	15,054	-951	14,103	24	17,859	-3,736	-1,953	12,170	24	19,142	-1,013	-5,088	13,041
25	12,561		25	8,849	25	15,054	-951	14,103	25	17,859	-3,380	-2,307	12,172	25	19,142	-516	-5,586	13,040
26	12,561		26	8,849	26	15,054	-951	14,103	26	17,859	-3,010	-2,680	12,169	26	0	0	9,523	9,523
27	12,561		27	8,849	27	15,054	-951	14,103	27	17,859	-2,626	-3,060	12,173	27	0	0	8,958	8,958
28	12,561		28	8,849	28	15,054	-951	14,103	28	17,859	-2,228	-3,458	12,173	28	0	0	8,312	8,312
29	12,561		29	8,849	29	15,054	-951	14,103	29	17,859	-1,815	-3,874	12,170	29	0	0	7,562	7,562
30	12,561		30	8,849	30	15,054	-951	14,103	30	17,859	-1,385	-4,303	12,171	30	0	0	6,696	6,696
31	12,561		31	8,849	31	15,054	-532	14,522	31	17,859	-940	-4,751	12,168	31	0	0	5,818	5,818
32	6,066				32	15,054	-532	14,522	32	17,859	-478	-5,211	12,170	32	0	0	4,869	4,869
33	3,666				33	13,629	878	14,507	33	0	0	7,052	7,052	33	0	0	3,837	3,837
34	2,263				34	0	13,478	13,478	34	0	0	6,667	6,667	34	0	0	2,691	2,691
35	933								35	0	0	6,250	6,250	35	0	0	1,414	1,414
									36	0	0	5,771	5,771					
									37	0	0	5,218	5,218					
									38	0	0	4,590	4,590					
									39	0	0	3,881	3,881					
									40	0	0	3,072	3,072					
									41	0	0	2,158	2,158					
									42	0	0	1,138	1,138					
計	163,660		計	110,572	計	209,331	2,831	212,162	計	232,167	-37,852	9,703	204,018	計	114,852	-10,141	33,277	137,988

最上川下流右岸土地改良区連合 平成19年度予算

平成19年3月8日(木)に最上川下流右岸土地改良区連合の議員総会が開催され平成18年度補正予算案並びに、平成19年度予算案を含む全10議案が議決されました。

☆一般会計 総額 77,612,000円

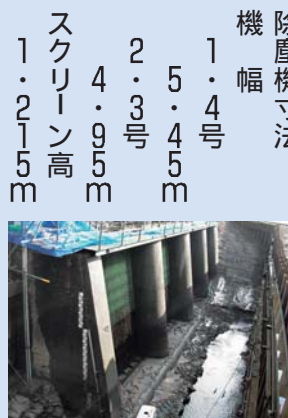


単位 (千円)

平成19年度 最上川下流右岸 土地改良区連合 予算総括表	会 計 名	予算額
	一般会計	77,612
	自動車償却及び購入基金特別会計	1,168
	職員退職給与金特別会計	23,556
	役員退任慰労金特別会計	1,821
	褒賞金特別会計	592
	事務所整備資金特別会計	640
	度財政調整資金特別会計	73,881
	計	179,270



新設された除塵機



改修前のスクリーン

新設された草雑頭首工除塵機

現在実施している国営最上川下流沿岸農業水利事業で草雑頭首工の改修が実施され、平成18年度に取水口4門にも除塵機の据付工事が実施されました。

本年度よりは、危険な環境での人力作業から解放されました。

除塵機は、多重回転円板式スクリーン型で最上川の水中のゴミを多重の回転円板により川の下流に流下させる構造であります。

除塵機寸法
機幅
1・4号
5・45m
2・3号
4・95m
スクリーン高
1・215m

☆平成19年1月1日発行第130号に誤りがありましたのでここに訂正いたします。

☆平成17年度一般会計及びその他の特別会計の決算状況

単位(円)

会計区分	収入決算額	支出決算額	差引額	備考
一般会計	228,226,721	207,156,667	21,070,054	平成18年度に繰越す。
県営土地改良事業	527,502,954	516,443,281	11,059,673	平成18年度に繰越す。
団体営土地改良事業	84,065,623	81,690,627	2,374,996	平成18年度に繰越す。
団体営上北目地区基盤整備促進事業	5,578,001	5,578,000	1	平成18年度団体営土地改良事業特別会計へ繰入。
団体営飛鳥地区基盤整備促進事業	13,658,002	13,658,000	2	平成18年度団体営土地改良事業特別会計へ繰入。
担い手育成支援事業	45,361,408	45,357,449	3,959	平成18年度に繰越す。
役員退任慰労金	4,245,791	0	4,245,791	平成18年度に繰越す。
水源涵養林	22,167,325	205,830	21,961,495	平成18年度に繰越す。
事務所等維持管理	2,139,041	1,244,367	894,674	平成18年度に繰越す。
決済金	100,804,308	2,084,813	98,719,495	平成18年度に繰越す。
土地改良事業積立金	158,146,131	30,373	158,115,758	平成18年度に繰越す。
顕彰金	3,894,861	1,056,599	2,838,262	平成18年度に繰越す。
自動車償却及び購入基金積立金	3,158,444	0	3,158,444	平成18年度に繰越す。
職員退職給与金	48,099,096	0	48,099,096	平成18年度に繰越す。

こんな時は届け出をお願いします

☆所有権、耕作権等の変更の場合の手続き(組合員自身による手続きが必要)

所有権移転		使用収益権移転	資格喪失 (解約)
売買・贈与・交換	相続	後継者移譲(使用貸借)・ 農業経営者変更貸借	
資格得喪通知書へ 農業委員会長の確認印	資格得喪通知書へ 農業委員会長の確認印	資格得喪通知書へ 農業委員会長の確認印	資格得喪通知書へ 農業委員会長の確認印
もしくは	もしくは	もしくは	もしくは
<ul style="list-style-type: none"> 土地登記簿謄本 (法務局より) 土地権利書(所有者) 農地法第3条許可書 (農業委員会より) 農用地利用集積計画 書の許可書 (農業委員会より) 上記のいずれかの書類 の写しを添付	<ul style="list-style-type: none"> 土地登記簿謄本 (法務局より) 土地権利書(所有者) 上記のいずれかの書類 の写しを添付 ※現資格者の印は不要、 死亡年月日を明記	<ul style="list-style-type: none"> 農地法第3条許可書 (農業委員会より) 農用地利用集積計画 書の許可書 (農業委員会より) 上記のいずれかの書類 の写しを添付	<ul style="list-style-type: none"> 農地法第20条の確認 通知 (合意解約) (農業委員会より) の写しを添付
その他 ・住所が変更となった場合は、住所変更届の提出が必要。 ・賦課金引落し口座の変更の場合は、賦課金引落し口座番号変更届(通帳印が必要)の提出が必要。			

農地を分筆・合筆した場合も 大町溝土地改良区財務係 へお知らせ下さい。

※各種の用紙はホームページ(<http://o-machikou.info>)で印刷できます。

大町溝土地改良区 総務課 財務係 TEL52-2350 水落・小松まで

平成18年度期限内完納団体表彰

平成18年度一般会計賦課金1期、2期のすべてを期限内に完納した団体72団体に対し、平成19年5月29日に執り行われる大町溝土地改良区記念祭の席上、褒賞金を添え表彰いたします。

今回表彰される団体は、下記の通り72団体となっており昨年度より2団体多くなっております。

この表彰制度は、褒賞金が伴う大変有利な制度ですので、今回表彰されなかった団体につきましても団体内で相談していただき期限内完納となるようにお願いします。

平成18年度期限内完納団体表彰名簿

(単位：円)

団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金
松山支店管内		上 竹 田	6,000	飛 鳥 4	3,000	大 野 新 田	20,000
荒 興 野	8,000	中 竹 田	8,000	飛 鳥 5	21,000	勝 保 関(上)	11,000
成 沢	12,000	下 竹 田	11,000	砂 越 1	12,000	中 野 新 田	20,000
上 大 川 渡	11,000	中 牧 田	11,000	砂 越 3	15,000	土 崎	19,000
下 大 川 渡	12,000	石 名 坂	14,000	砂 越 4	7,000	大 多 新 田	11,000
地 見 興 屋	7,000	26 団 体	280,000	砂 越 5	5,000	こあら1丁目	11,000
下 新 田	4,000	平田中央支店管内		田 沢	9,000	12 団 体	214,000
白 ヶ 沢	13,000	山 谷	15,000	円 道	1,000	酒 田 支 店 管 内	
大 沼 新 田	6,000	山 谷 新 田	4,000	23 団 体	244,000	亀 ヶ 崎	43,000
山 寺 川 先	22,000	新 山	8,000	東平田支店管内		浜 田	1,000
山 寺 横 町	14,000	檜 橋	27,000	生 石	25,000	四 ツ 興 野	15,000
山 寺 中 ノ 丁	8,000	中 野 目	22,000	矢 流 川	20,000	大 宮	41,000
山 寺 上 荒 町	10,000	郡 山	4,000	金 生 沢	6,000	遊 摺 部	54,000
山 寺 下 荒 町	2,000	桜 林 興 野	14,000	横 代	1,000	5 団 体	154,000
松 嶺	10,000	桜 林	19,000	4 団 体	52,000	酒 田 市 北 部 支 店 管 内	
上 餅 山	9,000	石 橋	11,000	中平田支店管内		酒 田 市 北 部	8,000
上 北 目	11,000	泉 興 野	6,000	大 槻 新 田	1,000	1 団 体	8,000
中 北 目	17,000	堀 野 内	16,000	手 蔵 田	60,000	庄 内 町 管 内	
小 見	15,000	三 之 宮	8,000	熊 野 田	4,000	榎 木	2,000
下 餅 山	12,000	飛 鳥 1	7,000	荻 島	1,000	1 団 体	2,000
下 茗 ヶ 沢	15,000	飛 鳥 2	6,000	本 川	14,000	合 計	
引 地	12,000	飛 鳥 3	4,000	熊 手 島	42,000	72 団 体	954,000

水難事故防止にご協力下さい！

農繁期も本番を迎え、今年も水路に潤沢に水が流れております。
この時期になると毎年のようにニュース等では、子供の水難事故等の痛ましい報道が聞かれるようになります。

当土地改良区としても水路の安全管理については、関係教育委員会等を通じ、各保育園、幼稚園、小中学校及び公民館等にポスターの配布や文書通達するなどの様々な対策を講じております。特に幼児については、水路等の側で一人遊びをさせない等、家族の方々のご協力を得る以外に適切な対策が見あたらない現状です。これからの時期になりますと、日差しも暖かくなり、外で遊ぶ機会も多くなってきます。この機会に集落全体、また、子供会等の組織を通して、お隣りや近所どおし、家族ぐるみの安全教育を実施していただき、水難事故「0」となるようにご協力をお願いします。



管理課からのお知らせとお願い

大町溝土地改良区管理施設の他目的使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設(用排水路・農道等)を他の目的に使用する場合及び浄化槽処理水等を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、管理施設使用規程に基づき土地改良区の承認が必要です。(承認を得ないで、施設を使用した場合速やかに撤去または、申請を促すとともに承認前に使用した期間に対し、規程に定める3倍の使用料を頂くこととなります。)

※他目的使用の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名で提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に下表の使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料2,000円)

- ・使用料又は阻害補償料

使用の目的	単 位	年 額
電柱(支柱、支線を含む)及び鉄塔施設	公衆電気通信法施行令に基づく	
管類の地下埋設	口径30cm以下 1mあたり	300円
	口径30cm~100cm未満 1mあたり	600円
広告物、街灯等	表示面積 1㎡あたり	3,000円
橋 梁 等	面積 1㎡あたり	5,000円以内
駐 車 場	面積 1㎡あたり	2,000円以内

※浄化槽処理水等放流の場合

土地改良施設他目的使用承認申請書を保証人2人との連名及び地域の総代、支溝代表者等の承諾印を受け提出し、契約締結後(契約期間は5年間です。)に下表の使用料を納入し使用することとなります。(取扱手数料7,000円)

- ・浄化水及び排水放流使用料

区 分	種 別	単 位	年 額
浄化水	し尿浄化槽	一般家庭用 1ヶ所	2,000円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人槽まで 1人あたり	400円
浄化水	会社、工場、病院、その他	50人~100人槽まで 1人あたり	350円
浄化水	会社、工場、病院、その他	100人槽以上 1人あたり	300円
排 水	会社、工場、病院、その他	排出量1ヶ年 1㎡あたり	2円

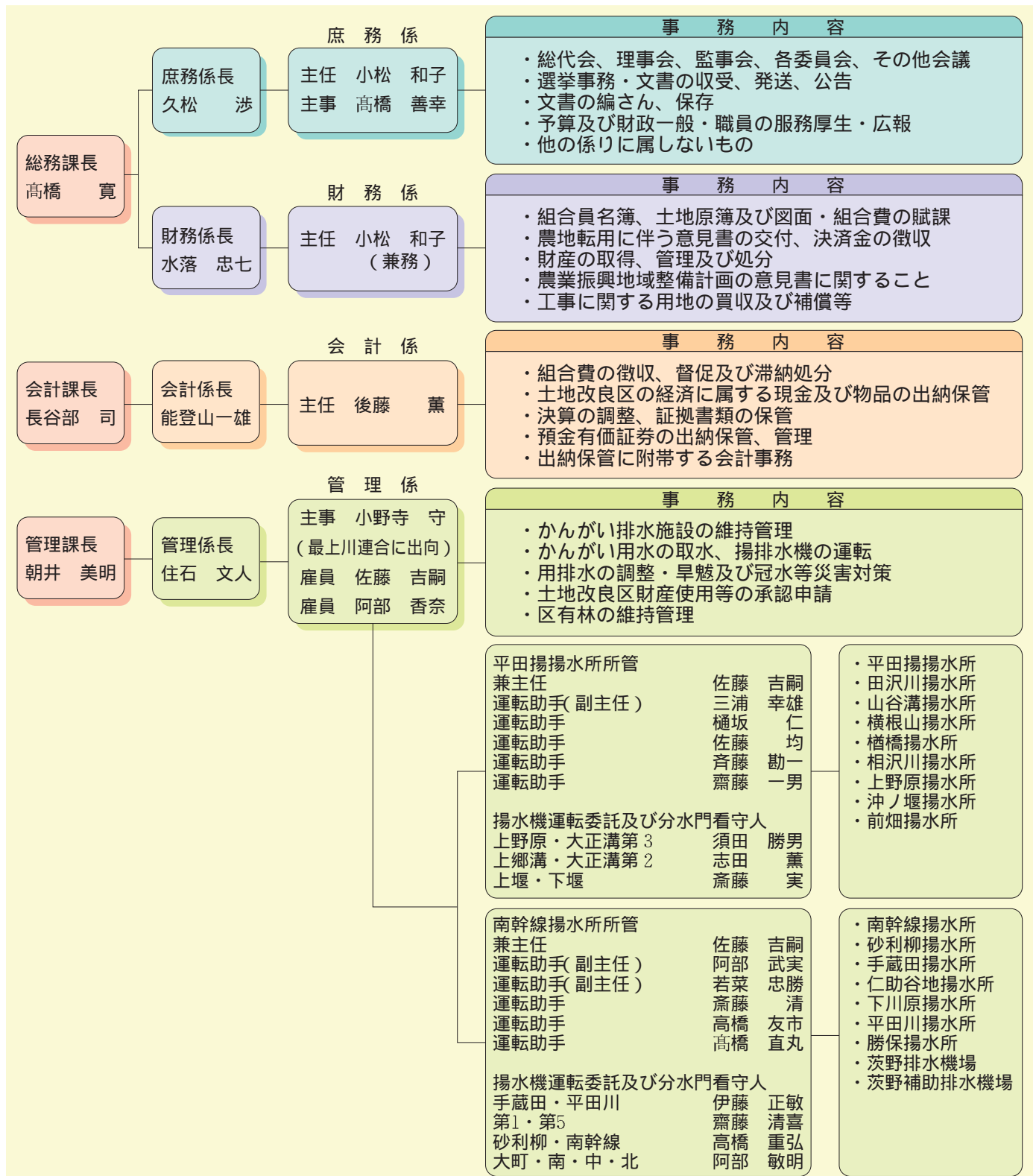
※他目的使用申請書はホームページ(<http://o-machikou.info>)で印刷できます。

※問い合わせ先 大町溝土地改良区管理課 朝井・住石まで TEL52-2350

平成19年4月6日から下記のとおり新しい体制で事務を行うことになりましたのでよろしくお願いいたします。

平成19年度大町溝土地改良区事務体制

所在地 酒田市砂越字小形111番地 TEL0234-52-2350 FAX0234-52-3515



休日・夜間かんがい用排水の連絡先

平田揚揚水所々管 TEL0234-52-3244 南幹線揚水所々管 TEL0234-52-2023

☆用排水に関する問い合わせは、支溝代表者、総代を通して行うようにして下さい。